

広島県告示第五百六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
藤脇二丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成十三年一月十五日広島県告示第五十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から九号を順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱二号及び三号は「告示」で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	音戸町藤脇二丁目	九六九六番地先市道敷	標柱一号
		九六九七番	標柱二号
		九七〇六番三	標柱三号
		九七〇二番五地先里道敷	標柱四号及び五号
		九七〇二番一地先里道敷	標柱六号
		九六九一番地先里道敷	標柱七号
		九六八六番一地先市道敷	標柱八号
		九六八五番地先市道敷	標柱九号